

## 愛媛県就学援助費（医療費・学校給食費）支給要綱

### （目的）

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、経済的な理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対して、就学に必要な経費のうち医療費及び学校給食費を援助する愛媛県就学援助費（以下「就学援助費」という。）を支給することにより、保護者の経済的負担の軽減と学校教育の円滑な実施を図る。

### （就学援助費の支給）

第2条 知事は、愛媛県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が就学援助の認定を行い、就学援助費の支給を決定した者（以下「受給者」という。）に対し、教育委員会が決定した額を支給する。ただし、児童又は生徒が在籍する県立学校の校長（以下単に「校長」という。）が受給者から就学援助費の受領の委任を受けた場合は、校長に支給するものとする。

### （就学援助費の返還）

第3条 知事は、教育委員会が就学援助の認定を取り消したときは、受給者に対し、就学援助費の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

### （加算金）

第4条 受給者は、前条の規定により就学援助費の返還を命ぜられたときは、その命令に係る就学援助費の受領（第2条の規定により校長が就学援助費を受領する場合は、その経済的利益が受給者に移転したことをもって受領とする。以下この条において同じ。）の日から納付の日までの日数に応じ、当該就学援助費の受領済額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

### （延滞金）

第5条 受給者は、就学援助費の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた就学援助費の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

### （加算金及び延滞金の免除）

第6条 知事は、前2条の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

### （補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。